

香教連速報

人事委員会への要望

山積する課題への対応を強く要望！！

香教連は、6月25日(水)15:00から人事委員会への要望を行った。香教連側は、田中委員長、中浦副委員長、森事務局長の3名が出席。人事委員会側は、関委員長、小川・桑城両委員の3名が対応した。

主な要望と回答は、以下の通り。**太字は要望項目、香教連の主張はゴシック、人事委員会の回答は明朝斜体字**で表記。

人事委員会の給与勧告と異なる財政再建方策による減額措置を行わないよう、当局に働きかけること。



【田中委員長】昨年までの3年間で給与カットがなくなると思っていたが、財政再建政策により、本年度よりさらに3年間再度延長された。これについては、多くの教職員が納得していない。昨年10月に出された人事委員会の「報告」の中にも、「本来の給与勧告趣旨とは異なるものであり、誠に遺憾である」というコメントが掲載されていた。今後、このようなことがないよう、人事委員会からも当局に働きかけていただきたい。

【関委員長】 私たちの出した勧告については、十分尊重していただきたいと思っているので、遺憾である。県の財政が、思った以上に逼迫していることは、知事や議会の議論から明らかであるので、やむを得ない。給与カットをしてほしくないが、最終的には、知事や県議会の判断になる。



教育委員会との連携を図り、主幹教諭・指導教諭に新たな職務の級を設置するため、教職員の給料表を4級制から5級制にすること。また、当該教諭を教職調整額の支給対象から外さないこと。

【田中委員長】今回の学校教育法改正に伴い、本年度より副校長、主幹教諭、指導教諭が導入されることになった。香教連が、数年前からお願いしていたことが、ようやく国レベルで実施されることになったと言える。ただ、香川県では、来年度より導入予定である。

「職責が違えば給与が違う」ことは当然のことであるから、現在の4級制を5級制に変更する必要がある。まず、主幹教諭、指導教諭という職責に対して、新たな給料表を作成していただきたい。これが実現すれば、管理職以外での処遇改善が可能になる。当然、教諭であるから、教職調整額の支給対象から外さないようお願いしたい。なお、学校事務職員、学校栄養職員も、学校教育を支える重要な基幹職員であり、勤務の特殊性に見合った給与体系を構築していただきたい。

【関委員長】新しい職は、法律上設置できるようになった。香川県で導入するかしないかは、政策上の判断になる。各主任と新しい職との役割分担をどのようにすれば教育効果が上がるか、どのようになれば現場にとってプラスになるのかを考える必要がある。全国人事委員会で、様々なデータをもとにしながら、給与モデルを検討する予定になっている。措置ができるようになれば、対応していきたい。

地域手当の支給率を3%にするとともに、支給地域を全県にすること。



【森事務局長】昨年の人事委員会勧告で、高松市に在勤する職員に1.5%の地域手当を支給することになった。しかし、財政再建政策による給与の減額措置によって、全額減額された。香教連は、次の4点から、導入の際には、一律支給を要望してきた。

高松市と市外との経済的境界は、薄れつつある。教員の職務は、高松市の内外において差違があるとは考えにくい。

高松市在住で、市外に勤務する職員が不公平感を感じる。

栃木県では、一昨年度に一律支給で導入した。

平成22年度までに、地域手当の支給対象地域と支給割合を決定しなければならないことになっている。ぜひ、支給率を3%にするとともに、支給対象地域を全県にしていきたい。

【関委員長】人事委員会の趣旨は、昨年度の勧告どおりである。地域手当については、いろいろな考え方がある。4つの指摘は、ごもっともであるが、国の制度なので、なかなか変えられない。一律にすれば、一番不満が出ないし、もらう方は反対しないだろう。運用を始めた時点で混乱するようであれば、変える必要も出てくるだろう。公務員制度や他県の状況を考えて、結論を出したい。

部活動手当を含む教員特殊業務手当のさらなる増額を行うこと。



【中浦副委員長】部活動手当、非常災害時等の緊急業務、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務の4つの教員特殊業務手当については、今年の10月から倍増することが決定した。これまでの要望がやっと実ったと考えている。ただ、この手当は、義務教育費国庫負担であるため、2/3が地方の持ち出しになる。そうすると、香川県が財政上厳しいと判断し、条例でカットをし、導入されない可能性がある。給与の減額措置などのようなことにならないよう、関係当局に働きかけていただきたい。

【関委員長】長い間動かなかった国の基準がやっと動いた、というのが教職員の実感であろう。県教育委員会が、香川の状況や現場の勤務実態等を把握し、「香川県として導入したい、応援してほしい」と人事委員会に要望があれば、勧告することになる。県教育委員会との交渉で、これから現場の状況をしっかりアピールすることが重要である。

通勤手当・住居手当の増額を行うと共に、減額措置対象としないよう、当局に働きかけること。

【中浦副委員長】通勤手当・住居手当については、昨年度、財政再建方策に基づく措置により、減額になった。この2つは、生活に必要な手当であり、本来減額措置の対象になってはならない手当であると考ええる。特に、通勤手当は、距離が長くなるほど大幅な減額措置がなされている。ガソリン代の高騰という、現在の社会情勢に相反する措置であり、長距離通勤の教職員は、納得できないであろう。早く解消していただきたい旨を当局に働きかけていただきたい。

【関委員長】給与上の課題があることは、十分承知している。給与カットをしないことが一番いいが、財政当局も考えているはずである。国や他県、民間の動向を考えて、勧告するつもりである。

教職員の特殊性に鑑み、介護休暇期間を最大1年間に延長すること。



【森事務局長】現在の制度(6か月)では、6月に介護休暇を取るとすると、12月に学校に復帰することになる。教員が、受け持ちの子供のことを考えて、取るタイミングを失ってしまったり、介護が必要なときに十分介護できなかったりするケースが懸念される。もし、「介護休暇期間が最大1年間」になったとすると、3月まで代替教員に任せることができる。つまり、その学年の年度末までという区切りのよい期間内で、介護休暇を取得できるようにしていただきたい。教員の年齢構成を考えると、これから介護休暇を取りたいと考える教員は、増えてくると考えられる。ぜひ、前向きに検討していただきたい。

【関委員長】以前に比べてれば、段階的に改善されてきた。一般行政職も、年度で動いているし、学校も授業があるので、要望の趣旨はよく分かる。ただ、現在、公務員制度が改善されつつある段階であり、6か月から一挙に12か月にはならないだろう。介護の問題は、避けて通れない課題であるので、国も整備していく必要があるだろう。課題であることは、十分認識している。